

入院中の患者さんへの面会に関する当院の考え方と運用のご案内

1. 面会の基本的な考え方（原則）

当院では、入院中の患者さんがご家族等と面会することは、以下の観点から原則として認められるべきものと考えています。

- ・ 入院に伴う精神的負担の軽減
- ・ 患者さんの人格・尊厳の尊重
- ・ 治療や退院に関する適切な意思決定の支援
- ・ 円滑な退院支援の実現

このため、当院では、感染対策等の正当な理由がない限り、面会を制限しません。

2. 人数による一律制限を行わない考え方

当院では、面会人数のみを理由とした一律の制限は、原則として行いません。

面会の可否は、人数ではなく以下の事情を踏まえて判断します。

- ・ 患者さんご本人の状態
- ・ 院内および地域の感染状況
- ・ 他の患者さんの療養環境への配慮

病室環境等により調整をお願いする場合でも、理由を個別に説明いたします。

3. 面会制限を行う場合の要件（正当な理由）

次の場合に限り、患者さんの安全確保を目的として、一時的に面会制限を行うことがあります。

事由	内容
感染症の流行	院内または地域で感染症の流行が確認された場合（例：インフルエンザ定点観測で警報基準を超過した場合）
公的機関の要請	保健所等の公的機関からの要請がある場合
医学的必要性	患者さんの病状により、医学的に必要と判断される場合

表1 面会制限を行う場合の正当な理由

※ 業務上の都合や慣例のみを理由とした制限は行いません。

4. 面会制限の範囲と期間

面会制限を行う場合であっても、以下の原則に従います。

- ・ 制限は必要最小限の内容と期間に限定します
- ・ 制限には必ず見直し時期を設定します
- ・ 状況を定期的に確認し、改善が認められた場合には速やかに解除します
- ・ 感染症警報が解除された場合には、原則として面会制限も解除します

面会制限は、解除を前提とした一時的な対応です。

5. 判断体制と責任の明確化

面会制限の実施については、組織として判断します。

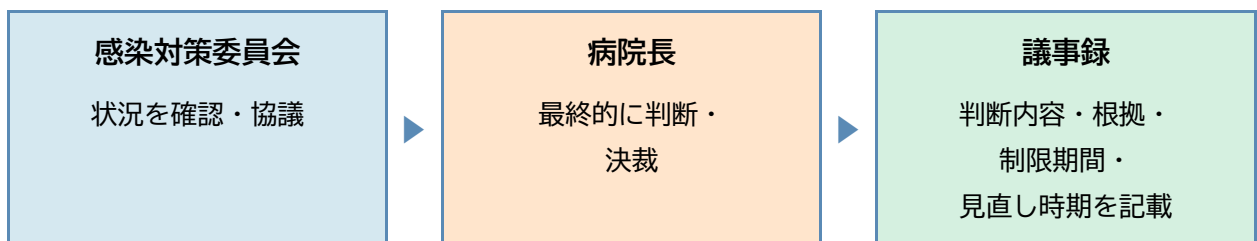


図2 面会制限の判断体制

※ 病棟や個々の職員の判断のみで、恒常的な面会制限を行うことはありません。

6. 制限時の代替手段と個別配慮

制限を行う場合でも、可能な代替手段を検討します。

- ・ オンライン面会（ビデオ通話等）
- ・ 条件付き・時間限定の面会

特に以下の場合には、個別の事情を踏まえ柔軟に対応します。

- ・ 看取り期
- ・ 治療・退院に関する重要な説明時
- ・ 小児や特別な配慮を要する患者さん

7. 記録と情報公開について

面会制限に関する判断は記録として保存しています。必要に応じ、個人情報等に配慮したうえで、判断の根拠・内容を患者さん・ご家族に説明いたします。

これは判断の透明性を確保し、患者さん・ご家族への説明責任を果たすためのものです。

【根拠】令和8年度診療報酬改定 入院基本料等通則(10)・入退院支援加算 施設基準 第26の5(2)、厚生労働省疑義解釈（令和8年3月23日・その1）医科問8

8. 面会の実際

1) 面会時間

- 対面による面会時間は、【 全日 14:00～17:00 】です。
- オンライン面会（※1）は、月曜日から金曜日までの①14:00 ②14:30 ③15:00 ④15:30 ⑤16:00 となります。

希望日の3日前までに（ 対応部署 ）で予約をしてください。

※1 病気その他の事情または遠方居住により来院が困難な場合に限ります。緊急連絡先として登録されたご家族（キーパーソン）と病棟責任者の許可を受けたご家族は利用することが可能です。

なお、患者さんの状態や病棟運営状況、感染流行状況により、面会時間の変更又は制限を行うことがございます。

- 医師からの病状説明、終末期対応、その他 病院が必要と認める場合は、この限りではありません。

2) 面会可能な方

- 面会可能な方は、ご家族、ご親族、その他患者さんが希望する方です。
- 以下に該当する方は面会を控えてください。

（1）発熱、咳、咽頭痛 等の感染症状がある方

(2) 感染症患者さんとの接触歴がある方

(3) 15歳未満の方

3) 面会人数

- 病室環境や感染状況、他患者さんへの配慮により調整させていただく場合がございます。
- 多床室での面会は、他患者さんの治療上の必要性や静かな療養環境の維持が難しい場合は、面会場所の変更（ラウンジ等）や病室内滞在時間短縮等のお声かけをさせていただきますことがございます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

4) 面会受付

- 面会の受付は、1階エレベーター前で「面会票」に必要事項をご記入いただき、受付担当者にお渡し下さい。受付担当者から「面会証」をお渡しいたします。病棟のナースステーションで面会される患者さんのお名前を伝えていただき、手指消毒後病室に入室してください。面会終了後は、1階の受付担当者に「面会証」のご返却をお願いいたします。

5) 面会時にお守りいただきたいこと

- 面会される方は、以下の事項をお守りください。
 - (1) 感染対策のため、不織布マスクを着用し、検温及び手指消毒を実施して下さい。
 - (2) 医療機器への影響を考慮し、病室内における携帯電話のご遠慮ください。使用する場合は指定された区域（病棟内のラウンジのみ）でお願いします。
 - (3) 15歳未満の小児による病棟での面会は、事故防止および感染防止の観点からご遠慮ください。
 - (4) 医師の許可がある患者さん以外は、食物の差し入れはお断りしております。また、面会の方の病棟内での飲食はご遠慮ください。
 - (5) 多床室での長時間の面会は、他患者さんの療養環境を配慮しお避け下さい。
 - (6) 患者さんにより医師の安静度の指示がございます。病棟外（院内）への外出、院外への外出・外泊を希望される場合は、主治医の許可を得る必要があるため、病棟スタッフにお申し出ください。
 - (7) 緊急時、災害時は病棟職員の指示に従ってください。
 - (8) 院内、病棟、病室への危険物（ライター、ナイフ、ハサミ等）の持ち込みは固く禁止いたします。
 - (9) 院内、病棟、病室内での録音・撮影等は禁止いたします。
 - (10) 酒気を帯びての面会にご遠慮ください。
 - (11) 面会中の喫煙はご遠慮ください。
- 面会される方が「面会の決まり」に違反や、またはその恐れがあると認めた場合は、直ちにその面会を中止させていただくことがございます。

多くの患者さんの面会が、安全・安寧に過ごせる時間となりますようご協力をお願い申し上げます。